

西宮市運動施設指定管理者業務仕様書

【公募非公募・共通】

令和4年 7月

西宮市 産業文化局 文化スポーツ部

ス ポ ー ツ 推 進 課

西宮市運動施設指定管理者 業務仕様書

標記施設の指定管理者（以下、「乙」という。）が行う業務は、次のとおりとします。（個別業務の詳細は「西宮市運動施設指定管理者業務特記仕様書」を参照してください。）

ただし、乙は、本業務仕様書に記載されていない事項であっても、乙が必要と認める事項は、西宮市（以下、「甲」という。）と協議して行うこととします。

1. 良好な施設の維持管理に関する業務

- (1) 施設保守管理業務（軽微な補修工事・修繕を含む）
- (2) 設備機器管理業務（修繕を含む）
- (3) 備品管理業務（修繕を含む）
- (4) 保安警備業務
- (5) 清掃業務
- (6) 隣接する公園を所管する西宮市公園緑地課との連絡調整業務
- (7) その他、施設等の維持管理に必要な業務

2. 施設の運営に関する業務

- (1) 施設運営（施設の使用時間等は次ページの表のとおり。）

体育館等施設及び駐車場等附属施設について、利用者が快適・安全に使用できるよう適切な管理運営を実施し、定期的に運営状況等を報告すること。

- (2) 施設予約等の処理

①施設予約等の処理は、本市が提供する施設予約システム「スポーツネットにしのみや」を使用して行うこと。

②公用等の使用予約について、甲の指示に従い入力処理を行うこと。

③前日及び当日の予約申請、6日前からの変更・取消処理は、窓口で行うこと。なお、運用の変更には、甲の指示のもと対応すること。

○料金・開設時間（利用可能時間）一覧

（単位：円）

令和4(2022)年4月現在

館名・室名	半 面	施設使用料(2時間)		冷暖房 (1時間)	夜間照明 (15分)	ご 利 用 可 能 時 間 [注]屋外施設では時期により変更の場合あり	
		平日	土・日・祝				
中央体育館	体育室	可	12,400	15,500	1,240	—	9-21時
	会議室	—	900	900	—	—	9-21時
	球技場	可	3,000	3,600	—	—	9-19時
	トラック	可	3,000	3,600	—	—	9-19時
	多目的グラウンド	—	6,400	8,000	—	1,300	9-21時
武道場	テニスコート	—	2,400	3,000	—	110	9-21時
	格技場	可	4,200	5,200	—	—	9-21時
中央体育館分館	柔道場・剣道場	—	1,800	2,200	—	—	9-21時
	体育室	可	3,600	4,200	—	—	9-21時
	運動場	—	1,200	1,500	—	—	9-11時
今津体育館	野球場	—	1,200	1,500	—	—	土日祝のみ9-13時
	体育室	可	4,900	6,100	—	—	9-21時
	軽スポ室	可	2,600	3,200	—	—	9-21時
鳴尾体育館	小体育室	可	2,600	3,200	—	—	9-21時
	会議室	—	600	600	—	—	9-21時
	体育室	可	5,800	7,200	—	—	9-21時
甲武体育館	軽スポ室	—	1,200	1,500	—	—	9-21時
	会議室	—	600	600	—	—	9-21時
	体育室	可	5,500	6,800	—	—	9-21時
北夙川体育館	軽スポ室1	—	800	1,000	—	—	9-21時
	軽スポ室2	—	1,400	1,700	—	—	9-21時
	会議室	—	700	700	—	—	9-21時
樋之池テニスコート	会議室	—	600	600	—	—	9-21時
	体育室	可	5,400	6,700	—	—	9-21時
■樋之池プール	軽スポ室	—	1,600	2,000	—	—	9-21時
	会議室	—	700	700	—	—	9-21時
樋之池テニスコート	—	2,400	3,000	—	—	6-8月:9-19時/左記以外:9-17時	
■樋之池プール	—	3歳~小学生250円・中学生以上500円			—	—	通常オープン期間 7・8月:10-18時
塩瀬体育館	体育室	可	4,300	5,300	—	—	9-21時
	軽スポ室	—	1,200	1,500	—	—	9-21時
	会議室1	—	400	400	—	—	9-21時
	会議室2	—	600	600	—	—	9-21時
	テニスコート	—	2,400	3,000	—	110	12-2月:9-17時/左記以外:9-21時
高座山野球場	—	3,200	8,000	—	1,300	12-2月:9-17時/左記以外:9-21時	
浜甲子園体育館	体育室	可	10,000	12,500	1,000	—	9-21時
	会議室1・2	—	400	500	—	—	9-21時
野球場	(A面)又は(B面)	—	5,700	7,100	—	—	6-8月:9-19時/左記以外:9-17時
	(C面)	—	6,400	8,000	—	—	6-8月:9-19時/左記以外:9-17時
多目的グラウンド	(A面)	—	4,400	5,500	—	—	6-8月:9-19時/左記以外:9-17時
	(B面)	—	3,100	3,800	—	—	6-8月:9-19時/左記以外:9-17時
流通東体育館	テニスコート	—	2,400	3,000	—	110	9-21時
	体育室	可	4,000	5,000	—	—	9-21時
	会議室	—	600	600	—	—	9-21時
	野球場	—	3,200	8,000	—	—	6-8月:9-19時/左記以外:9-17時
山口町船坂多目的グラウンドA	テニスコート	—	1,200	3,000	—	110	12-2月:9-17時/左記以外:9-21時
	多目的グラウンドB	—	1,600	4,600	—	—	6-8月:9-19時/左記以外:9-17時
松原体育館	多目的グラウンド	—	1,000	2,800	—	—	6-8月:9-19時/左記以外:9-17時
	体育室	可	5,000	6,200	—	—	8-22時
	多目的室1	—	1,200	1,500	—	—	8-22時
	多目的室2	—	900	1,100	—	—	8-22時
鳴尾浜臨海野球場	会議室(和室)	—	600	600	—	—	8-22時
	体育室	—	6,400	8,000	—	1,300	土日祝:7-21時/平日:9-21時
津門野球場	テニスコート	—	2,400	3,000	—	110	土日祝:7-21時/平日:9-21時
甲子園浜野球場	野球場	—	6,400	8,000	—	—	7・8月:8-18時/左記以外:9-17時
能登運動場	野球場	—	6,400	8,000	—	1,300	土日祝:7-21時/平日:9-21時
能登運動場	運動場	可	1,700	2,100	—	—	9-19時
	会議室	可	900	900	—	—	9-21時

- のついた施設は、「スポーツネットにしのみや」の予約対象外です。松原体育館多目的室2(トレーニング室)は、原則団体貸出はしておりません。
- 施設使用料は西宮市民以外の方は倍額となります。(プール、松原体育館多目的室2のトレーニング器具を使用した場合の個人使用料を除く)
- 上記施設使用料はスポーツ・レクリエーション目的での全面使用時(テニスコートは1面)の料金です。半面使用時はその半額となります。
- 個人使用料金(体育館、陸上競技場、能登運動場会議室、鳴尾・松原体育館走路)は、2時間あたり一般:200円、児童・生徒等100円となります。
- なお、松原体育館多目的室2(トレーニング器具を使用した場合(走路利用含む)に限る)は、1回あたり一般:200円、児童・生徒等100円です。
- 卓球台・放送器具などの貸出用器具をご使用の際は、器具使用料が別途かかります。
- スポーツ・レクリエーション目的以外、入場料を徴収する場合や営利目的のご使用の際は、別料金となります。
- 営業時間の最新情報はHPをご覧ください。

(3) 施設使用許可等の処理

①施設使用許可の処理は、「西宮市運動施設条例」、「西宮市運動施設条例施行規則」及び各種取扱要領等の定めるところによること。

②次に掲げるいずれかに該当する行為を発見した場合は、甲に報告し、初期対応をすること。

- ア 公益を害するおそれがあるとき
- イ 管理上支障があるとき
- ウ その他市長が使用を不相当と認めたとき

(4) 施設使用制限の処理

①施設使用制限の処理は、「西宮市運動施設条例」、「西宮市運動施設条例施行規則」及び取扱要領等の定めるところによること。

②使用者が次に掲げるいずれかに該当する場合には、当該運動施設への入館若しくは入場を拒み、又は当該運動施設からの退館若しくは退場を命じるとともに、甲に報告すること。

- ア 他人に危害を及ぼし、若しくはそのおそれがあるとき、又は他人の迷惑となる物品の類を携帯していると認められるとき
- イ 運動施設を破損し、又はそのおそれがあるとき
- ウ 使用目的又は使用許可の条件に違反したとき
- エ 運動施設の管理上必要な指示に従わないとき
- オ 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあるとき
- カ 伝染性の病気にかかっていると認められるとき
- キ 酒気を帯びていると認められるとき
- ク 保護者の同伴なしに使用することが危険であると認められる者に保護者が同伴しないとき

(5) 施設使用料等の徴収・収納等

施設使用料等の徴収（キャッシュレス決済を含む）を行うとともに、現金収納分については市指定の納入通知書により遅滞なく金融機関に納入すること。なお、使用料等の減免については、甲が定める減免取扱要領等によるものとし、甲が指示したものに限ること。

※別途、「施設使用料徴収等事務委託契約」を締結します。

(6) 自主事業

現在実施されている自主事業については、可能な限りにおいて、新指定管理者は引き継ぐこととします。施設の利用状況や利用者ニーズ等を総合的に考慮して、提案・実施してください。施設使用範囲（使用施設・日時）等詳細については、別途甲と協議することとします。

なお、優先的な予約は認めますが、施設・器具・照明使用料、冷暖房費用は原則有料とし、甲から支払われる指定管理料にこれら使用料等を含めないこと。また、経費等をのぞいた利益は指定管理者の収入としますが、可能な範囲で当該施設の利便性等が向上する施策に充当してください。

(7) 自動販売機の設置

各施設（一部をのぞく）において、目的外使用として自動販売機の設置を認めます。この場合、行政財産目的外使用料（敷地代）・光熱水費負担金（電気使用料）・自動販売機取扱料を甲にお支払いいただきます。各設置場所は既存の設置場所を基本として、協議に応じます。なお、経費等をのぞいた利益は指定管理者の収入としますが、可能な範囲で当該施設の利便性等が向上する施策に充当してください。

(8) 事業計画書の提出

毎年度開始前に、当該年度における事業計画書を作成し、提出してください。

(9) 事業報告書の提出

地方自治法第244条の2第7項の規定により、乙は事業年度毎に、施設管理運営業務について、それに係る収支報告とともに、事業報告書をすみやかに提出してください。

(10) 運営に関する留意事項

①利用者や周辺住民等の要望・苦情への対応

利用者・周辺住民等の要望・苦情に対し、乙が対応、必要な改善を行い、結果を甲へ報告すること。
また、再発防止の対応策を随時検討し、甲へ報告すること。

②施設維持管理等指定管理業務全般に関する月次報告会への参加、及び必要書類の提出

③市・教育委員会等が実施する事業等への協力

市・教育委員会等が主催・共催する大会・事業等については、時間延長・会場確保を含め乙はできる限り協力してください。

④利用者満足度、ニーズ調査及び利用者調査の実施・報告、市民やボランティアとの協働事業の推進

⑤一般開放業務

次表（R4年度現在）のとおり、各体育館において原則週1回（祝日・大会開催日をのぞく）、市民の方に気軽にスポーツに親しんでもらうため、一般開放を実施すること。

※開催日等については、別途詳細を協議します。

<業務内容>

- ・企画運営全般、準備、設営、利用者受付、使用券交付、料金徴収・管理、会場整理、後片付け 等
- ※使用券=あらかじめ「〇〇体育館使用券・領収書」を作成のこと。<通し番号付与(【例】20180405-001)>
- ・ラケット・使用球・シューズ等は利用者が用意する。

曜日	場所	種目と時間帯・定員		
		クォーターテニス	バドミントン	卓球
月曜日	北夙川体育館	9～13時(3面)	13～21時(3面)	9～21時(5台)
月曜日	浜甲子園体育館	8時50分～ 14時50分(2面)	14時50分～ 16時50分(2面)	8時50分～ 16時50分(8台)
火曜日	鳴尾体育館	9～13時(3面)	13～21時(3面)	9～21時(5台)
火曜日	流通東体育館	9～13時(2面) 13～15時(1面)	13～15時(1面) 15～21時(2面)	9～21時(5台)
水曜日	今津体育館	9～13時(3面) 17～19時(3面)	13～17時(3面) 19～21時(3面)	9～21時(6台)
木曜日	中央体育館	9～21時(3面)	9～21時(3面)	9～21時(12台)
金曜日	甲武体育館	9～13時(3面)	13～21時(4面)	9～21時(5台)
金曜日	塩瀬体育館	9～13時(3面) 13～17時(1面)	13～17時(2面) 17～21時(3面)	9～21時(5台)

⑥選挙・災害時の協力

選挙時の投票所・開票所や指定避難所、地域防災拠点となっている運動施設があります。この場合、施設管理や災害時初期対応を行うなど可能な範囲で市業務に協力すること。

⑦その他

施設運営上必要な業務を行うこと。

3. 人員配置

業務内容、市民サービス、雇用・労働条件を十分考慮し、適切に人員配置してください。

4. 利用促進・サービス向上

施設利用促進・サービス向上のため各種施策・広報活動等を積極的に提案し実施すること。

5. 管理エリア

各施設における指定管理者が管理するエリアは別紙（別ファイル）のとおりとします。

なお、指定管理エリアは枠の中となります。

6. 委託業務概要

乙が第三者に業務委託できる範囲は概ね次のとおりとするが、その他、施設の維持管理に必要な業務については、甲と乙が協議の上、業務委託することができます。なお、事業計画書等で甲の承認を得ることとし、甲が指定した業務に関しては、適宜仕様書及び報告書を提出してください。

区分	館等名称	施設運営管理業務	消防設備保守点検	自動扉保守点検	空調設備保守点検	警備業務	清掃業務	塵芥収集業務	昇降機保守点検	電気工作物保守点検業務	その他
非公募	中央体育館	○	○	○	○	夜間巡回(宿直)	○	○	—	○ (計3カ所)	(テ)(G)整備業務(注1)/(駐)業務
	中央体育館分館	○	○	○	○	機械警備	○	○	—	○	(野)整備業務/(駐)業務
	北夙川体育館	○	○	○	○	機械警備	○	○	○	○	(テ)整備業務・貯水槽管理業務(注2)/(駐)業務
	樋之池プール	○	プール設備関係の保守点検・運転業務を含む。								
公募1	今津体育館	○	○	○	○	機械警備	○	○	—	○	(駐)業務
	鳴尾体育館	○	○	○	○	機械警備	○	○	○	○	(駐)業務
	甲武体育館	○	○	○	○	機械警備	○	○	—	○	(駐)業務
公募2	浜甲子園体育館	○	○	○	○	機械警備	○	○	—	○ (計2カ所)	(野)(テ)(G)整備業務/(駐)業務
公募3	鳴尾浜臨海野球場・テニスコート	○	○	○	○	機械警備	○	○	—	○	(野)(テ)整備業務/(駐)業務
	津門野球場	○	○	—	○	—	○	○	—	—	(野)整備業務/(駐)業務
	能登運動場	○	○	○	○	機械警備	○	○	—	—	(G)整備/(駐)業務
	甲子園浜野球場	○	○	—	○	機械警備	○	○	—	○	(野)整備・貯水槽管理業務(注2)/(駐)業務
公募4	流通東体育館	○	○	○	○	機械警備	○	○	—	○	(野)(テ)(G)整備業務/(駐)業務
	塩瀬体育館	○	○	○	○	機械警備	○	○	○	○ (計3カ所)	(野)(テ)整備業務・貯水槽管理業務(注2)/浄化槽管理業務(注3)/(駐)業務

【凡例】(野)=野球場、(テ)=テニスコート、(G)=多目的グラウンド、(駐)=駐車場

(注1)陸上競技場の整備を含むこと。

(注2)貯水槽あり。(北夙川体育館・甲子園浜野球場・高座山野球場は2槽。塩瀬体育館・は1槽。) 法的義務はありませんが、上水道に使用する貯水槽(甲子園浜約5m³・塩瀬約7m³・高座山約6m³)について、水質検査を適宜実施すること。

(注3)浄化槽あり。(高座山野球場約6m³)